

令和8年度肥薩おれんじ鉄道利用促進事業業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和8年度肥薩おれんじ鉄道利用促進事業業務委託

2 業務の目的

肥薩おれんじ鉄道の利用については、地域住民の利用に加え、沿線外の利用促進を図る必要があることから、定期券利用外の輸送人員を増加させるため、県内外に向けて、肥薩おれんじ鉄道の魅力を情報発信することを目的とする。

※ 地域：北薩地域3市2町（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町）

3 委託額の上限

3,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 履行期限

令和9年3月19日（金）

5 委託業務の内容

乗車客の増加を見込める企画及び情報発信を行う。

(1) 業務の概要

ア 肥薩おれんじ鉄道乗車客増加につながる企画の実施

- ・ 例：マルシェ、ラッピング列車、特別イベント列車 など
- ・ マルシェ等の場合、熊本県芦北地域振興局と連携した取組を行うこと。
- ・ 誘客能力の高いコンテンツを提案するとともに、車内アナウンス等も同コンテンツと合わせるなどの工夫や、その後の展開が可能な内容とすること。

イ 情報発信

- ・ 各企画の広報用ポスター及びチラシをデザイン印刷並びに指定箇所への送付
- ・ SNS活用、その他効果的な広告・宣伝の実施

(2) 業務の内容

ア 実施計画書の作成

実施概要、実施体制、企画の実施に係る書類（会場等の図面、当日のスケジュール、出店事業者一覧など）、広報計画等を記載した実施計画書の作成及び提出

イ 連携機関との調整・手続き

企画の実施に係る各種調整・手続き

ウ 情報発信

媒体、ターゲット、回数、効果等を明示すること

エ アンケート等の作成・実施及び分析

オ 実績報告

- ・ 企画の実施報告
- ・ 次年度以降の肥薩おれんじ鉄道利用促進の企画及び自走化の仕組みの提示

6 著作権等

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、特に定めのない限り、県に帰属するものとする。

また、本事業における成果品については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。

- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果品の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果品納品の際は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所との区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果品に既存著作物等が含まれている場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託者と都度打合せ（対面又は WEB）を行い、事業の実施計画の協議及び報告を行うこと。
- (2) 本業務に係る内容は、委託者と受託者との調整の中で変更する場合がある。これに伴う仕様の変更等についても、協議の上、決定する。また、本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、決定する。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の使用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。